

お知らせ  
領事窓口業務の一時的変更について  
(受付時間及び一部証明書等の交付にかかる日数の変更及び予約制の導入)

令和2年2月21日  
令和2年4月13日改定  
令和2年5月15日改定  
在シンガポール日本国大使館

領事窓口利用者の皆さまへ

2月25日(火)から当館領事班における窓口業務を以下のとおり一時的に変更させていただきます。また、4月15日(水)以降当面の間領事窓口のご利用は予約制とさせていただきます。

1 旅券、証明書、戸籍関係の届出等

(1) 受付時間の変更

旅券、証明書、戸籍関係の届出等は午前中のみ(予約制)の受付とさせていただきます。

(午後の受付業務を一時停止)

■現行：午前8時30分から12時，午後1時30分から午後4時まで

■変更後：午前8時30分から12時まで

(2) 旅券交付までの処理日数の変更

交付は申請日から5開館日とさせていただきます。

■現行：申請日を起算日として4開館日

■変更後：申請日を起算日として5開館日 (例：月曜日申請→金曜日交付)

(3) 一部証明書について交付までの処理日数の変更 (即日交付の一時停止)

対象となる以下の証明書については，申請日を起算日として3開館日の交付とさせていただきます。

【対象となる証明書】

① 身分事項に係る証明書(出生，婚姻，離婚，死亡証明書等)

② 自動車運転免許証抜粋証明書

③ その他(在留届出済証明書等)

■現行：即日交付

■変更後：申請日を起算日として3開館日 (例：月曜日申請→水曜日交付)

【注1】在留証明，署名証明は従来通り即日交付。

【注2】在外選挙人登録につきましては従来通り受付しております（午前8時30分から12時，午後1時30分から4時まで受付）。入館の際にセキュリティスタッフに在外選挙人登録のための来館であることをお伝えください。

## 2 査証

### (1) 受付時間の変更（予約制）

#### ① 申請

■現 行：午前8時30分から12時まで

■変更後：午前9時から11時まで

#### ② 交付

■現 行：午後1時30分から午後4時まで

■変更後：午後2時から3時まで

### (2) その他

- ① まずはお電話かメールにてご相談ください。
- ② 通常の申請書類に加えて過去の渡航歴に関する質問票を提出して頂いています。詳細は当館ホームページにてご確認ください。
- ③ 新型コロナウイルスに関する水際対策強化等に伴い，査証の審査期間は通常より時間がかかりますので，あらかじめご了承ください

## 3 予約制について

来館に際しましては事前にそれぞれ以下のメールアドレスにて予約をお取りください。当館にてメールを受信しましたら，予約日時について返信させていただきます。原則当日の予約はお断りさせていただきます。

### (1) 予約受付メールアドレス

- ・領事窓口（パスポート，各種証明書，戸籍関係の届出等） [ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)
- ・ビザ窓口（日本入国ビザ，再入国許可の延長等） [japan-visa@sn.mofa.go.jp](mailto:japan-visa@sn.mofa.go.jp)

### (2) メールへの記載内容

- ・件名は「【予約】(用件)」としてください。例：「【予約】在留証明／婚姻証明／ビザ 等」

### (3) 予約メールアドレス [ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)

■ 件名：【予約（用件）】

■ 本文

**\*\*\*<以下，コピーをしてメール本文にご利用ください>\*\*\***

●氏名：

●用件：(出生届，婚姻証明，在留証明 等)

※証明書の場合同数 ○○通

●連絡先

●希望日時：※第三希望までは必須

- ・第一希望
- ・第二希望
- ・第三希望
- ・第四希望
- ・第五希望

\*\*\*\*\*

#### (4) 注意事項

- ・セーフディスタンスを確保する観点から、領事窓口ご利用者の人数制限をさせていただきます。
- ・ご利用状況、緊急性などによって優先度を考慮する必要がございますところ、必ずしもご希望の日時に添えないこともございますのであらかじめご了承ください。
- ・「出生届」をご希望の方は、日本国籍留保及び当地における滞在許可申請の優先的に対応いたします。

#### 4 その他

- (1) 今回の業務変更につきましては一時的な措置ですので、お急ぎでない案件につきましては少し時期をずらしてご申請頂く等、ご理解ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。なおご来館前には必ず当館ホームページで最新の情報をご確認ください。
- (2) 少しでも多くの方への対応を行うために、手続きを行う上で必要でない同伴者を伴ってのご来館はご遠慮ください
- (3) 急を要する案件や人道案件につきましては、従来通り個別に対応させていただきます。当館としましては皆さまに従来通りの領事サービスを提供できるよう努めていく所存でございますので、何かご相談等ありましたら遠慮なく領事班までご連絡ください。

ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

(了)